

北海道告示第 10024 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 30 年 5 月 21 日までに北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 30 年 1 月 19 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

静内カリンパシヨッピングモール

日高郡新ひだか町静内木場町 2 丁目 13 番 5 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 安達 隆好

札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 静内ショッピングセンター

日高郡新ひだか町静内木場町 2 丁目 21 番地 1 ほか

(変更後) 静内カリンパシヨッピングモール

日高郡新ひだか町静内木場町 2 丁目 13 番 5 ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 本多 貞直

札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

(変更後) セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 安達 隆好

札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ゲオ	代表取締役 吉川 恭史	愛知県春日井市如意申町 5 丁目 11 番 3 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 24 号
株式会社ジーフット	代表取締役 松井 博史	愛知県名古屋市中区千種区今池 3 丁目 4 番 10 号
株式会社はるやまチェーン	代表取締役 福田 則之	札幌市豊平区平岸 2 条 9 丁目 3-15
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
株式会社セイコーマート	代表取締役 丸谷 智保	札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社パルコム	代表取締役 黒森 功	札幌市中央区南 2 条西 1 丁目 MOMA ビル 5 F

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 OMC ビル	(ア)
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 24 号	(イ)
株式会社ジーフット	代表取締役 堀江 泰文	東京都中央区新川 1 丁目 23 番 5 号新川イースト	(ウ)
株式会社はるやまチェーン	代表取締役 福田 則之	札幌市豊平区平岸 2 条 9 丁目 3-15	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
株式会社セコマ	代表取締役 丸谷 智保	札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	(エ)
株式会社クロモリ	代表取締役 黒森 功	千歳市錦町 4 丁目 1 番地	(オ)

(4) 変更年月日

上記(3)ア 平成 29 年 7 月 1 日  
上記(3)イ 平成 29 年 6 月 30 日  
上記(3)ウ(ア) 平成 23 年 11 月 1 日  
上記(3)ウ(イ) 平成 26 年 8 月 7 日  
上記(3)ウ(ウ) 平成 27 年 5 月 1 日  
上記(3)ウ(エ) 平成 28 年 4 月 1 日  
上記(3)ウ(オ) 平成 24 年 11 月 29 日

(5) 変更理由

上記(3)ア 名称及び所在地変更のため  
上記(3)イ 代表者変更のため  
上記(3)ウ(ア) 名称、代表者及び住所変更のため  
上記(3)ウ(イ) 代表者変更のため  
上記(3)ウ(ウ) 代表者及び住所変更のため  
上記(3)ウ(エ) 名称変更のため  
上記(3)ウ(オ) 名称及び住所変更のため（フランチャイズ本部社名より変更）

2 届出年月日

平成 29 年 12 月 21 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 30 年 1 月 19 日（金）から同年 5 月 21 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで